

第4章 まちづくりの推進

I 協働によるまちづくり

1 基本的な考え方

まちづくりの基本方針で示した「めざすまちの姿」や「分野別まちづくり」の実現に向け、市民・事業者・行政がまちづくりに対する役割と責任を認識し、パートナーシップに基づいたまちづくりを進めます。

(1) 将来像を共有する

将来のめざすまちの姿を実現するためには、まず、まちづくりに関わる市民・事業者・行政が目標を共有することが必要です。都市計画マスタープランの周知を通して、本市の将来の姿を一緒に考え、同じ将来像を共有するために継続的に意思の疎通を図ります。

(2) 情報を共有する

協働によるまちづくりを推進していく上では、まちづくりに関わる情報が市民・事業者・行政の各主体に開かれ、共有化されていることが基本となります。本市が抱えている課題、将来の見通しといった行政からの情報だけでなく、地域の資産といえるような地域資源、市民や事業者などが行っている活動など、広くまちづくりに関する情報をわかりやすい形で共有します。

(3) 地域でつながるネットワークをつくる

市民一人ひとり、個々の事業者、行政にはそれぞれの得意分野があります。その得意分野を地域の課題解決に活かすために、誰が、どのようなことを必要としていて、誰が、どのようなことができるのかを把握し適切に組み合わせることが必要です。また、一人ひとりがまちづくりに興味を持ち、実際に行動するために必要な知識や能力を身に付けることが大切です。そのためのひとづくり、ネットワークづくりをめざします。

2 市民・事業者・行政の役割

まちづくりの課題を、市民・事業者と協働して地域で解決すべきことと、全市的な対応を図るものなどに分け、地域で解決すべきものは、次のような役割分担を行います。

(1) 市民の役割

市民は、まちづくりの主役として、まちのあり方や知識を身につけ、よりよいまちづくりへの理解を深めることが求められます。

市民一人ひとりがまちの一員としての認識をもち、市民相互の話し合いの中から、様々な考えやアイデアを出しあい、一人ひとりができること、やりたいと思うことを見出し、自分の得意分野を活かして楽しく積極的に取り組むことで、市民が求めるまちづくりにつながることが期待されます。

第4章 まちづくりの推進

(2) 事業者の役割

事業者は、地域社会の構成員として、市民と同様にまちづくりの重要な役割を担います。

本市の「めざすまちの姿」を十分に理解し、行政及び市民との協力関係を築きながら、よりよいまちづくりに取り組む役割が求められています。地域に貢献するような活動を行いつつ、可能な範囲で自らの事業に関する情報を地域へ積極的に発信することで、より協力関係を良好なものとし、また、まちづくりにおいて自らの事業をベースとした専門的な支援を行うことで、地域にも貢献する地域産業の育成に資することができます。

(3) 行政の役割

行政は、協働で取り組むべきまちづくりにおいて、市民・事業者への支援とコーディネートを行う役割を担います。

各種事業を進めるための手法などの調査・研究や推進体制の充実、開発行為の指導を行い、効果的なまちづくりを進めます。また、必要に応じ地域の課題を市民や事業者に提起しながら、よりよいまちづくりに向けた活動を専門的に支援するための方策を整えます。さらに、まちづくりに関する現況の把握とその情報の発信を行うとともに、さまざまな活動のネットワーク化に寄与するよう努めます。

3 協働のまちづくりの推進方策

(1) まちづくりへの参画機会の提供

協働のまちづくりを進めていくにあたり、まずは様々なまちづくりの主体がまちづくり及びその活動そのものへの参画に興味を持つことが大切です。

そのため、市民へのまちづくり情報の提供など、まちづくりへの参画のきっかけとなる情報や場の提供を行います。

① まちづくりに関する情報の提供と共有

まちづくりへの関心を高めるため、適宜、都市計画の指定状況や関連する数値情報、事業の進捗などの取組状況、まちづくり支援制度、優良なまちづくり活動事例について、市報やホームページなどの多様な情報発信手段を活用して市民に発信し、情報共有を図ります。

また、現在、計画策定時などの市民意見聴取は広く実施されるようになっており、本市でも、説明会やワークショップなどを適宜開催しています。今後もこのような流れを大切に、説明会やシンポジウム、ワークショップなど市民意向を直接的に聴取する機会を積極的に設けます。

② 人材育成と学習の場の提供

近年、まちづくりへの市民の参加意向は高まりつつありますが、その一方で都市計画という側面においては、情報を得る機会や取組に参加する機会などが十分とは言えない状況もみうけられます。

そこで、都市計画に係る専門的知識や市民参加のあり方について学習する機会を設け、啓発用パンフレットなどを活用し、地域でのまちづくり活動に取り組むきっかけとするとともに、都市計画マスタープランの内容や、その進捗状況などについて定期的に公表、周知する場として活用します。

第4章 まちづくりの推進

(2) 市民主体のまちづくり活動の支援

まちづくりは様々な市民活動の中から生まれ、実現への歩みを進めるものです。本市では、すでにまちづくり協議会への専門家派遣など技術的な支援や活動費の助成、市民活動団体が実施する公益的な事業への経費の補助、市民活動団体が交流する場づくりなど、市民活動支援の取組を一定整備しています。また、地域における協働のまちづくりの相談窓口、地域コミュニティの形成や活性化の拠点として地域振興センターがあります。

今後は、市内の支援体制を強化し、市民活動を支援する様々な制度を活用したより良いまちづくりを推進します。

(3) 市民発意のまちづくり制度の活用促進

市民が求める暮らしを実現するためには、そこに暮らす市民自らが地域の将来像を共有し、その実現に向かって市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもとで、一步を踏み出すことが大切です。

このような考え方を実現するため、都市計画の決定や変更を土地所有者などが行政に提案できる都市計画提案制度、地区の特性に応じたまちづくりのルールを定める地区計画制度、関係権利者全員で基準を定め守っていく各種協定制度など、様々な制度が準備されています。

今後、市民と行政が協働・連携しながらきめ細やかなまちづくりを推進するため、地域の合意形成に基づくこうした制度の活用を促進するほか、さらに利用しやすく、きめ細かい対応ができる制度を検討します。

私たちがまちづくりに取り組むときに必要な視点

まちづくりを進めるとき、人それぞれで考えが違い、時間や費用など様々な制約があるなかで、「今、私たちの暮らしに何が必要か、何を優先すべきか」を見極めながら取り組む必要があります。

実際にまちづくりを進めていくうえで、次の視点が必要と考えています。みなさんはいかがですか？このような視点で自分のまちを見ることは、まず何から取り組んでいくのか見つけるヒントになるのではないのでしょうか。

今、私たちができることを一緒に考えてみませんか。

人の命を守ること

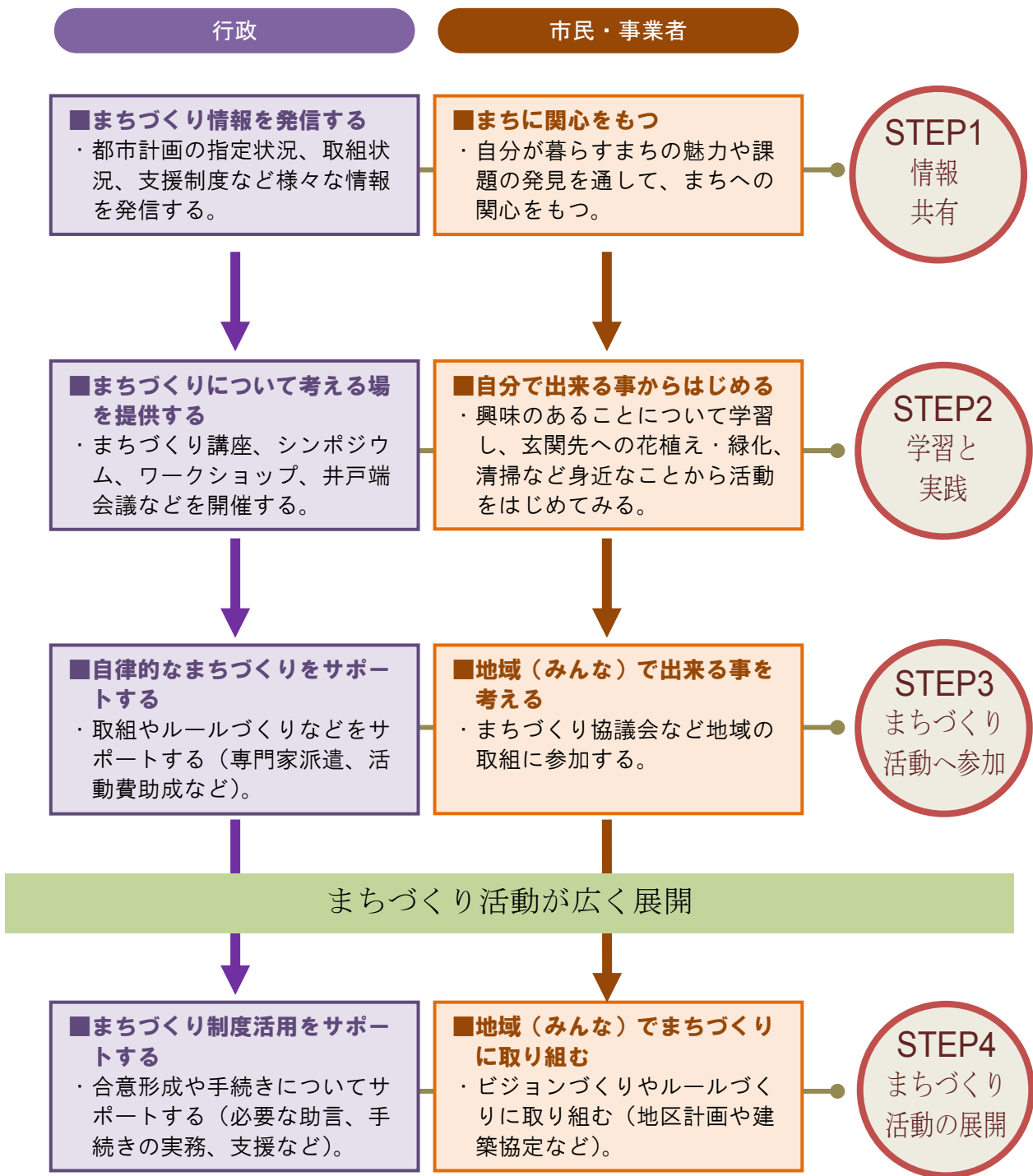
安心に暮らせること

住んでみたい・ずっと住み
続けたい魅力的なまち

環境に配慮した
持続可能なまち



協働のまちづくりの推進フロー



II 評価と見直し

都市計画マスタープランの目標年次である平成 35 年(2023 年)までには、社会の様々な分野での変化が予想されます。このため、社会環境の変化などに柔軟に対応できるものとするために、5 年ごとまたは社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、市民参加によって本マスタープランの評価と見直しを行います。

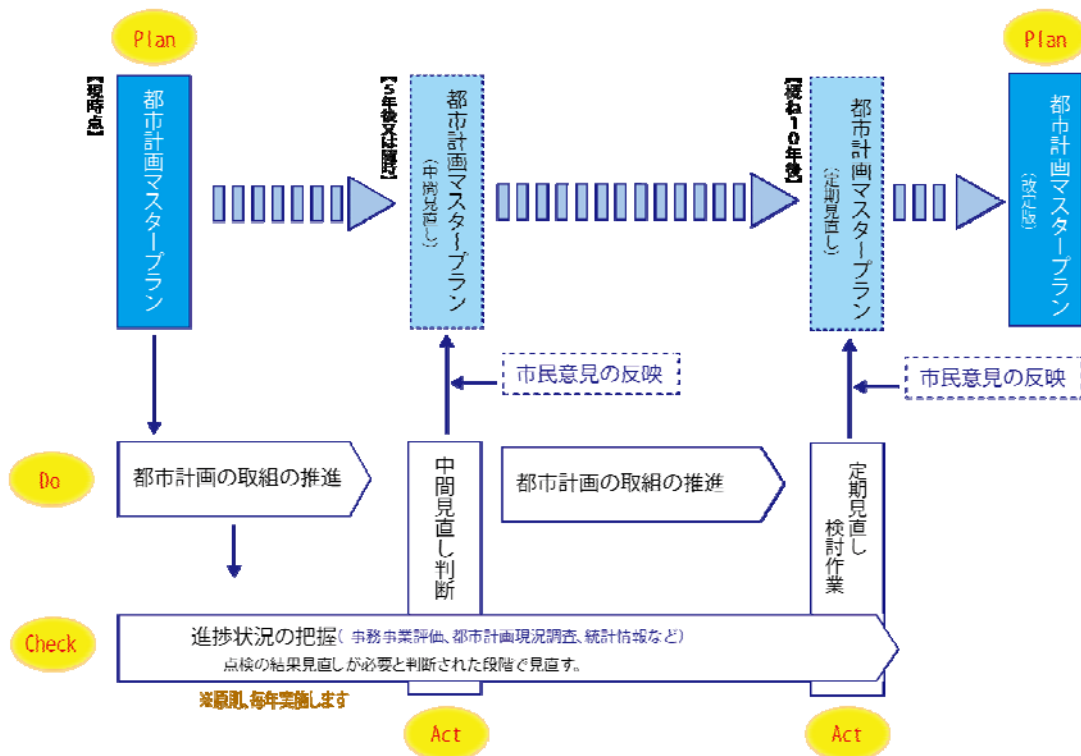
1 PDCA サイクルの運用

都市計画マスタープランに基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCA サイクルにより検証します。

具体的には次のような流れで進行管理に取り組みます。

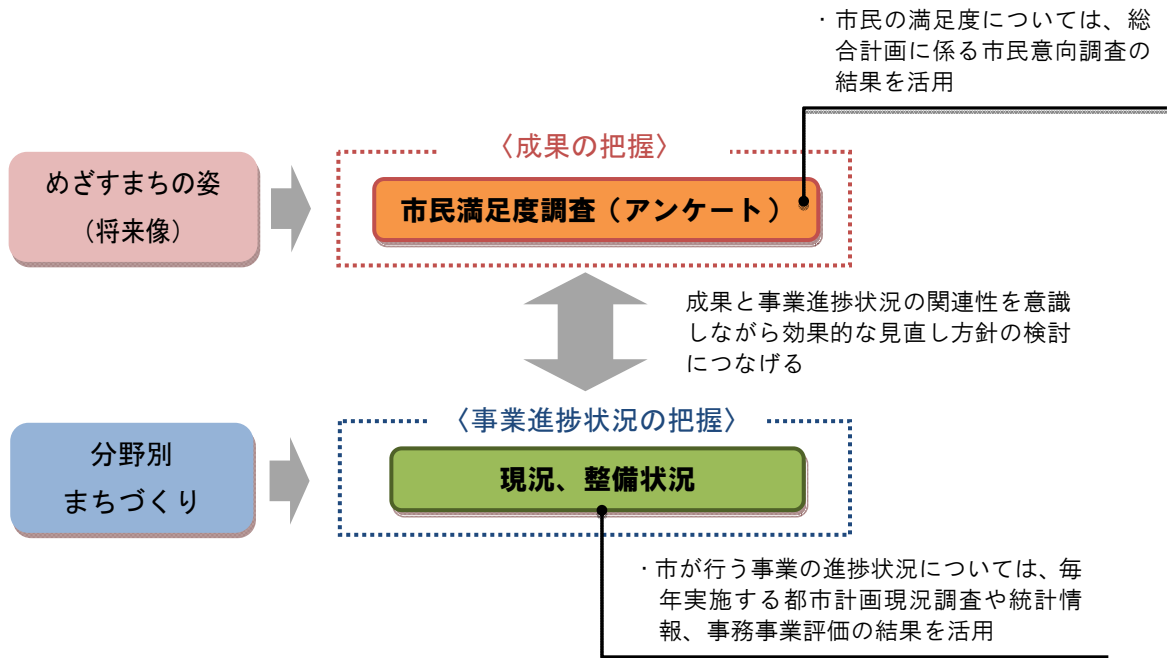
- ▶ 進捗状況の把握に努め、中間時期である概ね 5 年目に中間見直しを行い、10 年後の定期見直しにつなげるような進行管理プロセスを導入し、計画の実効性を高めます。ただし、様々な地区別まちづくりが進んでいく過程で、新たな課題や考え方が多く出てきたりした場合や、上位計画の改定に伴い改定の必要が生じた場合には、随時見直しを行うなど、柔軟な運用を図ります。
- ▶ 進捗状況の把握の結果については、ホームページなどを通して公表します。
- ▶ 中間見直しの際に、市民も参画できる仕組みを検討します。

都市計画マスタープランの見直しのイメージ



2 計画の評価

毎年、市が行う事業の進捗状況や本市の現況を把握するとともに、本市総合計画に係る市民意向調査の結果も活用し、めざすまちの姿及び分野別まちづくりの達成状況、関係法令や関連計画の変更、社会経済情勢の動向を踏まえ、評価を行います。



また、進捗状況の管理については、総合計画のまちづくり基本計画に示す指標を活用し、めざすまちの姿との関連を整理しながら進めます。

3 見直し段階での市民参加

今後、計画の見直しにおいても市民参加を積極的に推進していくため、庁内で連携をとりながらその仕組みづくりを行います。

(1) 見直しプロセスへの市民参加

まちづくりに関する情報の共有や学習の機会の提供により、市民のまちづくりに対する理解度が徐々に広がっていくことが期待されることから、計画策定や進行管理への市民参画を積極的に呼びかけ、見直しのプロセスにおいて市民の意見やアイデアの適切な反映に努めます。

(2) 見直しに関する情報の公開

評価と見直しの状況は、適宜公開を行い、その結果及び内容がどのようにまちづくりに反映されたかわかるような形で公表します。